

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

地域資源活用・地域連携に取り組む事業者が抱える多様な課題に対して経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成とその実行に係る支援を実施し、経営改善・経営発展に意欲的な地域資源活用・地域連携に取り組む事業者等の取組を支援する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

金 11,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

うち地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業	金 10,950,000円
うち一般管理経費	金 490,000円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和8年4月6日（月） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限【様式4】

令和8年4月9日（木） 正午（午前12時）（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年4月10日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県農林水産局販売・連携推進課

イ 提案書提出期限

令和8年4月14日（火） 午後5時（必着）

ウ 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

(ア) 実施場所 広島県庁内で別に指定する場所又はオンライン

(イ) 実施日時 令和8年4月17日（金）で別に指定する時間

(ウ) 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

エ その他

(ア) 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」

【様式5】を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさ

なくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は以下に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 会社概要説明書【様式2】

(イ) 類似・関連業務実績書【様式3】

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、本件調達に係る業務と類似・関連の業務を誠実に履行した実績（履行中を含む。）を記した書面

(ウ) 電子データの保存等に関する申出書【様式6】

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

オ 電子メールによる提出は、件名を「【公募型プロポーザル参加資格確認申請書】地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務について」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局販売・連携推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

《販売・連携推進課電話番号》082-513-3582（ダイヤルイン）

(6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式4】により、電子メールにて提出すること。件名を「【質問】地域資源活用・地域連携都道府県サポート業務について」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局販売・連携推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 nouhanbai@pref.hiroshima.lg.jp

《販売・連携推進課電話番号》082-513-3582（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局販売・連携推進課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年4月24日（金）午後5時（必着）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年4月27日（月）までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(13) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(14) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）及び業務処理要領
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】会社概要説明書

【様式3】類似・関連業務実績書

【様式4】仕様書等に対する質問書

【様式5】取り下げ願い書

【様式6】機密データの保存等に関する申出書

【問合先】

広島県農林水産局販売・連携推進課 担当 田中（雪）、田中（美）

電話 082-513-3582（ダイヤルイン）